政　令

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第五十八号

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十八条の二第二項、第六十八条の三第一項、第七十二条の三第五項、第七十二条の四第四項、第七十九条第五項及び第八十条第三項、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十五条第四項、国家公務員共済組合等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第十二条第七項及び附則別表並びに国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）附則第四条第二項、第五条第二項、第二十五条第二項及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の十第二項中「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）」の下に「第十九条の規定」を加える。

第十一条の三の十一中「の適用を受けないその他の」を「第二十三条の規定の適用を受ける組合員及び同法の適用を受けない」に、「組合員に係る」を「組合員（同条の規定の適用を受ける組合員を除く。）に係る」に改める。

（国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出しを「（平成二十三年四月以後の月分の法による年金である給付の額の算定に関する経過措置についての読替え等）」に改め、同条第一項中「平成十八年四月以後」を「平成二十三年四月以後」に改め、同項の表第一号中

平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九一
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八

を

○・九一	○・九六

に改め、同表第三号中「七十九万二千百円」を「七十八万八千九百円」に改め、同表第四号中「○・九八五」を「○・九八一」に、「○・九九四」を「○・九九○」に、「○・九九七」を「○・九九三」を乗じて得た金額とし、平成二十一年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十六年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に○・九九六」に、「五十九万四千二百円」を「五十九万千七百円」に改め、同条第二項中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に改め、同項の表中「○・九八五」を「○・九八一」に、「○・九九四」を「○・九九○」に、「○・九九七」を「○・九九三」を乗じて得た金額とし、平成二十一年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十六年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に○・九九六」に改め、同条第三項及び第四項中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に、「（平成十六年十二月」を「（平成二十一年十二月」に、「○・九八五」を「○・九八一」に、「○・九九四」を「○・九九○」に、「○・九九七」を「○・九九三」を乗じて得た金額とし、平成二十一年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十六年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に○・九九六」に改め、同条第五項中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に、「○・九八五」を「○・九八一」に改める。

附則第三条の見出しを「（平成二十三年四月以後の月分の旧共済法による年金の額の算定に関する経過措置についての読替え等）」に改め、同条第一項中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に改め、同項の表第一号中「百六万八千三百円」を「百六万四千円」に、「○・九八五」を「○・九八一」に、「五百二十万二千七百円」を「五百十八万千五百円」に、「三百三十八万百円」に、「二百三十五万四千百円」を「二百三十四万四千五百円」に、「一万四千六百円」を「一万四千五百円」に、「十三万九千百円」を「十三万八千五百円」に、「七十九万二千百円」を「七十八万八千九百円」に、「二十二万七千九百円」を「二十二万七千円」に、「百七十二万二百円」を「百七十一万三千二百円」に、「○・○一九」に改め、同表第二号中「○・九八五」を「○・九八一」に、「○・○一五」を「○・○一九」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に、「○・九八五」を「○・九八一」に改める。

附則第四条第一項中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に、「○・九八一」に、「○・○一五」を「○・○一九」に改め、同条第二項中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に、「百分の二十・二」を「百分の十九・七」に、「○・○一五」を「○・○一九」に改める。

附則第九条第一項中「平成十八年四月以後」を「平成二十三年四月以後」に改め、同項の表第一号中「

平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九一
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八

」を

○・九一	○・九六

に改め、同表第三号中「七十九万二千百円」を「七十八万八千九百円」に改め、同表第四号中「○・九八五」を「○・九八一」に、「五十九万四千二百円」を「五十九万千七百円」に改め、同条第三項から第七項までの規定中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に、「○・九八五」を「○・九八一」に改める。

（国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の一部改正）

第三条　国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（平成二十三年度における再評価率に関する読替え）」に改め、同条中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同条第一号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二〇四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一七三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一四四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇七五